⑸　工期　契約締結日の翌日から970日間（本工事は余裕期間制度の適用対象外である）

⑹　工事概算数量

工場製作工　約230ｔ

橋梁補修工

耐震連結装置工（ゴム被覆チェーン）98基、耐震連結装置工（ＰＣケーブル連結）150基、橋脚梁拡幅工（ＲＣ）65基、橋脚梁拡幅工（鋼製）８基、支承補強装置工（水平力分担構造）11基、現場塗装工約550㎡

仮設工　１式

共通仮設費　１式

詳細設計費　１式

⑺　入札・契約方式　本工事は、以下に示す入札・契約方式を適用する。（詳細は入札説明書参照）

【落札方式】総合評価落札方式（簡易型・通常タイプ）

【契約額方式】契約制限価格方式

【その他】

・建設リサイクル法対象
・入札時工事費内訳書提出対象
・契約後ＶＥ方式
・Hi-TeLus適用対象
・三者会議対象外
・週休２日制（受注者希望方式）
・見積書審査方式

⑻　本工事は、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、阪神高速道路株式会社ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、競争参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出時までに、同基準に基づき阪神高速道路株式会社（以下、旧阪神高速道路公団を含め、「阪神高速」という。）の承諾を得て紙入札方式によることができる。

ただし、紙入札方式は一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札のみとし、直接（持参）入札は認めない。

２　競争参加資格

⑴　阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に阪神高速における「橋梁（メタル）」に係る2019・2020年度の一般競争参加資格の認定を受けていること。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　施工能力点　下記に示す単体又は２者による特定建設工事共同企業体（甲型）であること。

①　単体の場合　阪神高速における「橋梁（メタル）」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算出した点数（以下「施工能力点」という。）が1,150点以上

②　特定建設工事共同企業体の場合

ア）代表者は、上記①に同じ

イ）構成員は、阪神高速における「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が1,050点以上

⑸　地域要件は設定しない。

⑹　施工実績　2005年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す工事の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

また、阪神高速が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。

また、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者及びその他の構成員が、2005年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す工事の施工実績を有すること。

Ⅰ．単体の場合

「同種工事」

・鋼道路橋（歩道橋を除く。以下同じ。）における上部工の補修又は補強工事（支承取替工事、耐震改良工事を含む。以下同じ。）

Ⅱ．特定建設工事共同企業体の場合

ア）代表者は上記Ⅰ．に同じ。

イ）構成員は下記に示す同種又は類似工事の施工実績を有すること。

「同種工事」

・鋼道路橋における上部工の補修又は補強工事

「類似工事」

・道路橋における上部工以外の鋼構造物（標識・遮音壁・伸縮継手等の橋梁付属物を除く。以下同じ。）の補修又は補強工事

⑺　技術提案書及び品質確保体制確認書　本工事における技術提案（技術的所見）を記載した技術提案書及び品質確保のための体制に関する内容を記載した品質確保体制確認書が適切であること。（詳細は入札説明書参照）

⑻　工事成績評定点　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度(2018年度及び2019年度)に完成し引渡した工事の実績がある場合は、2018年度及び2019年度の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。また、上記⑵に示す一般競争参加資格の認定と同じ工事工種で2019年７月１日以降の公告工事において、しゅん工時の工事成績評定点が50点未満の通知を受けた日の年度、翌年度でないこと、あるいは40点未満の通知を受けた日の年度、翌年度、翌々年度でないこと。

⑼　配置予定技術者　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、本工事の現場着手時から専任で配置できること。なお、現場着手をしていない期間は必ずしも専任の義務はなく、現場の作業に配置する監理技術者等と同一でなくともよい（現場着手時期は2021年７月頃を予定している。）。

①　下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

・一級土木施工管理技士
・技術士（建設部門）

②　2005年度以降（過去15年度）に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す同種工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業又は傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、上記⑹の施工実績の取り扱いに同じ。

「同種工事」

下記に示すいずれかの工事経験を有すること。

・鋼道路橋における上部工の補修又は補強工事
・道路橋における上部工以外の鋼構造物の補修又は補強工事

③　監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　専任の監理技術者等にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤　後発工事における配置技術者については、本工事の配置予定技術者と兼ねることができる。なお、別の技術者を配置する場合は、上記①及び②の要件によらず建設業法に基づき配置すること。

⑽　競争参加停止措置　申請書等の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。